

2013年5月28日

みずほコーポレート銀行（中国）有限公司

中国アドバイザー一部

—外貨管理政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

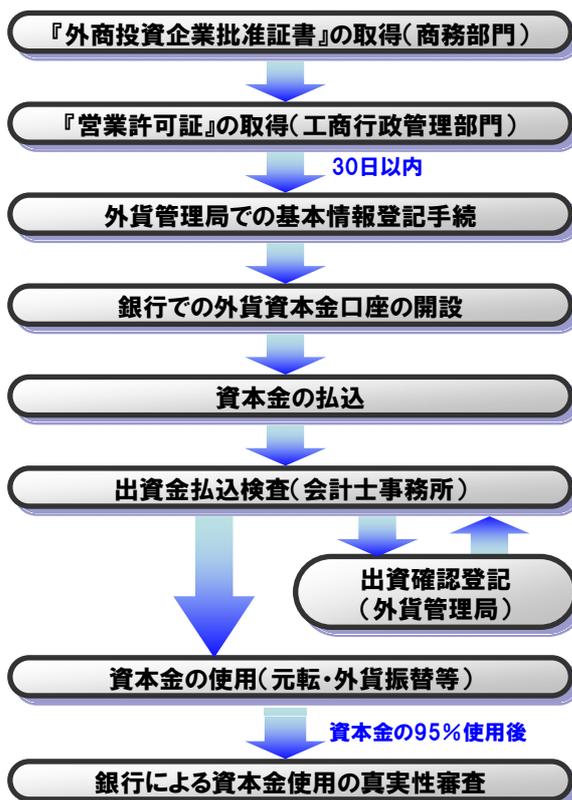
(第268号)

中国で進む外貨管理制度改革 直接投資と外債に係る実務手続を確認

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家外貨管理局はこのほど、『外債登記管理弁法』（匯発[2013]19号、以下『弁法』という）と『外国投資家国内直接投資外貨管理規定』（匯発[2013]21号、以下『規定』という）を相次いで公布し、それぞれ外債借入と直接投資に係る外貨関連手続を簡素化、整理しました。2012年11月公布の『直接投資外貨管理政策のさらなる改善および調整に関する通達』（匯発[2012]59号、以下『59号通達』という）に続く改革により、資本項目に係る外貨管理体制が、認可を中心とした「事前規制」から登記管理とモニタリングに重点を置いた「事後規制」へと大きくシフトしています。

【図表1】企業設立後の資本金払込フロー



【図表2】外債借入の業務フロー



(関連資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

本稿では、『弁法』『規定』とその関連規定に基づき、外貨管理局および銀行での外貨関連手続を図表にまとめました。『みずほ中国ビジネス・エクスプレス』の関連バックナンバーと合わせてご参照ください。

【図表 3】 外貨管理局での基本情報登記手続	P3
【図表 4】 前期費用外貨口座の取扱規定	P4
【図表 5】 外貨資本金口座の取扱規定	P5
【図表 6】 国内資産現金化専用口座の取扱規定	P6
【図表 7】 国内再投資専用口座の取扱規定	P7
【図表 8】 保証金専用外貨口座の取扱規定	P8
【図表 9】 外商投資企業の外債借入に係る手続	P9
【図表 10】 外債借入に係る外貨管理の主な規定内容	P10

※ 表中の「申請書類」は、外貨管理局の規定が明記する必要最低限の書類であり、外貨管理局および銀行は手続の必要に応じて企業に真実性・合理性証明書類の提出を求めることがあります。

※ 表中にて外貨管理局を「外管局」と略称表記しています。

◆ 『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』 第 265 号

国家外貨管理局、直接投資に係る外貨管理規定を整理 全面的に登記管理を実施へ

http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.265.pdf

◆ 『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』 第 261 号

国家外貨管理局、『外債登記管理弁法』を公布 元転や返済に係る認可を廃止へ

http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.261.pdf

◆ 『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』 第 243 号

国家外貨管理局、直接投資に係る外貨取扱手続を簡素化 認可事項の多くを廃止し利便化図る

http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.243.pdf

【図表3】外貨管理局での基本情報登記手続

	申請書類	注意事項
前期費用基本 情報登記	① 国内直接投資基本情報登記業務申請表 ② 企業名称事前認可通知書または行政主管部門の関連証明	✓ 企業設立予定地の外管局で手続を行う。 ✓ 入金額の上限は原則 30 万米ドル（30 万米ドルを超える場合は、外管局による認可が必要）
新設外商投資 企業基本情報 登記	① 国内直接投資基本情報登記業務申請表 ② 組織機構コード証および営業許可証の副本 ③ 外商投資企業批准証書等の企業設立批准文書 ④ 税務証明の原本（国内合法所得で新設する場合）	✓ 営業許可証の取得後に登録地の外管局で手続を行い、『協議手続証憑』を受け取る ✓ 外商投資性会社の再投資により設立された外商投資企業の基本情報登記手続は不要 （投資性会社と日本の親会社等との合併の場合は必要） ✓ 前期費用口座から元転使用した資金を出資金に含めることができる
外国投資家による国内企業の合併・買収に係る外商投資企業基本情報登記	① 国内直接投資基本情報登記業務申請表 ② 組織機構コード証および外商投資企業へ変更後の営業許可証の副本 ③ 外商投資企業批准証書等の企業設立批准文書 ④ 税務証明の原本（国内合法所得で合併・買収する場合）	✓ 合併・買収で外商投資となった企業が、営業許可証取得後に登録地の外貨管理局で手続を行い、『協議手続証憑』を受け取る
外商投資企業 基本情報登記 変更・抹消	※資本変動事項（増資・減資・持分譲渡等）の変更登記 ① 国内直接投資基本情報登記業務申請表 ② 外商投資企業批准証書等の批准文書 ③ 税務証明の原本（外国投資家が国内合法所得で増資する、または持分譲渡で対外支払が発生する場合）	✓ 外商投資企業は、企業名称・経営範囲・法定代表者・住所・登録資本・投資総額・出資方法・登録通貨・投資家および投資家の出資額等の変更や、合併・分割・立退等が発生した場合、主管部門の批准または届出後に登録地の外管局で登記変更を行わなければならない
	※企業登録地の変更（立退移転） ① 国内直接投資基本情報登記業務申請表 ② 企業変更事項の批准証明文書	
	※その他の登記事項変更 ① 変更後の批准証書または関連届出文書 ② 変更後の営業許可証副本またはその他の変更証明	
	※基本情報登記の抹消 ① 国内直接投資基本情報登記業務申請表 ② 『会社法』規定に基づく清算公告（期限到来による清算場合）、主管部門による企業の清算・廃業に関する批准文書（前倒し清算または主管部門批准による特別清算の場合）、工商主管部門による営業許可証抹消の公告または人民法院による会社解散の判決に関連する証明文書等（その他の清算） ③ 税務登記抹消証明 ④ 会計士事務所が発行した清算会計審査報告（普通清算）、主管部門が確認した清算報告（特別清算）	
国内再投資受入 基本情報登記・ 変更	① 国内直接投資基本情報登記業務申請表 ② 批准回答文書（主管部門の批准が必要な場合）、出資協議書（批准が必要ない場合）	✓ 企業が外商投資性会社などから外貨資本金の払込を受ける際に手続を行う
外貨口座開設に 係る主体基本情 報登記	※外貨保証金口座開設に係る主体基本情報登記・変更 ※クロスボーダー資産買収の譲渡側の主体基本情報登記・変更 ※その他の口座開設に係る主体基本情報登記・変更 ① 国内直接投資基本情報登記業務申請表 ② 国内機構による口座開設の必要性を証明する書類	✓ 国内直接投資に係る特殊な状況については、関連主体が外管局で基本情報登記手続を行った後、外管局が銀行に電子認可書を送信する

（『国内直接投資業務オペレーションガイドライン』等の関連規定に基づき、中国アドバイザー一部作成）

【図表 4】 前期費用外貨口座の取扱規定

	申請書類・規定内容等	注意事項
口座開設	<ul style="list-style-type: none"> ① 協議手続証憑（外管局が基本情報登記後に発行） ② 前期費用流入コントロール情報表（銀行が外管局の関連業務システムからプリントアウトする） 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 設立予定地に外国投資家の名義で開設 ✓ 設立予定の外商投資企業1社につき1口座のみ開設可 ✓ 有効期間は6カ月（客観的な原因があれば、さらに6カ月まで延長可）
入金範囲	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外国投資家が国外から払い込む企業設立に係る前期費用 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>国外からの払込に限定</u>（非居住者預金口座、オフショア口座も国外とみなす） ✓ 外管局で登記した金額内で入金可 ✓ 現金の預入は不可
払出範囲	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 資本金元転管理の原則に基づく国内での元転使用 ✓ 真実性審査後の経常項目対外支払 ✓ 元のルートを経由した国外払戻 ✓ 新設する外商投資企業の外貨資本金口座への振替 ✓ 外管局の登記または認可を経た資本項目支出 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 元転は、外貨資本金口座の管理規定を参照 ✓ 借入金に対する抵当権の設定や委託貸付の実行は不可
振替時の審査書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 申請書 ② 設立した外商投資企業の設立批准文書および批准証書 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>新設した外商投資企業の外貨資本金口座へのみ振替可</u> ✓ 振替を行う外国人投資家は、新設外商投資企業の出資者でなければならない

（『国内直接投資業務オペレーションガイドライン』等の関連規定に基づき、中国アドバイザー一部作成）

【図表5】外貨資本金口座の取扱規定

	申請書類・規定内容等	注意事項
口座開設 審査書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 協議手続証憑（外管局が基本情報登記後に発行） ② 資本金流入コントロール情報表（銀行が外管局の関連業務システムからプリントアウトする） 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>企業登録地以外での口座開設や複数口座の開設も可</u>
入金範囲	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外国投資家が払い込む外貨資本金または出資引受金（非居住者口座、オフショア口座、国外個人の国内外貨口座からの出資を含む） ✓ 外国投資家が国外払込保証金専用口座から振り替える資本金または出資引受金 ✓ 当該口座から国内振替保証金専用口座、委託貸付口座、資金集中管理専用口座、国外貸付専用口座、元本保証型銀行資金運用専用口座に振り替えた資金の戻入 ✓ 同一名義の資本金口座からの振替 ✓ 外管局の認可または登記を経たその他の収入（経常項目口座や外債口座からの振替等） 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 銀行は、資本金流入コントロール情報表の流入可能金額に基づき入金手続を行う ✓ 為替レートの影響や手続費用の支払等のために流入可能金額を超えて入金する場合、超過額は累計で3万米ドルまで ✓ 現金の預入は不可
払出・振替範囲	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 規定に基づく経営範囲内での元転使用 ✓ 規定に基づく国内外貨振替（国内振替保証金専用口座、同一名義の資本金口座、委託貸付口座、資金集中管理専用口座、国外貸付専用口座、元本保証型銀行資金運用専用口座、国内再投資専用口座） ✓ 真実性審査後の経常項目対外支払 ✓ 外管局の登記または認可を経た資本項目支出 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 出資払込検査完了前の使用（元転・国内振替・支払等）は不可
元転時の 審査書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 元転で得る人民元資金の支払指図書 ② 元転後の人民元資金に係る使途証明書類 ③ 前回の元転で得た人民元資金を支払指図書に基づいた対外支払に係るインボイス等の関連証憑、企業公印または財務専用印を押捺した税務部門のオンラインインボイス真偽検索結果のプリントアウトおよびその使用状況明細書 ④ 出資確認登記表 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 手元準備金名義での元転は1回5万米ドル、月額10万米ドルまで ✓ 手元準備金の元転には②、③の提出が不要 ✓ 資本金口座の利息は、銀行が発行する利息明細に基づき元転可
元転後の 人民元資金の 使途 禁止事項	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 企業の経営範囲以外での使用 ✓ 国内企業の持分投資への使用（別途規定のある場合を除く） ✓ まだ使用していない人民元借入金の返済 ✓ 自社用以外の国内不動産の購入（不動産企業を除く） ✓ 委託貸付の実行 ✓ 企業間貸借金や第三者に転貸した銀行借入金の返済 ✓ 各種保証金の支払 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外貨合同年度検査に合格していない場合の元転は不可 ✓ 外商投資性公司等が持分出資を行う場合、出資金は<u>投資先企業の国内再投資専用口座に外貨のまま振り替えなければならない</u> ✓ 証券投資は、国の関連規定に基づき執行する
振替時の 審査書類	<ul style="list-style-type: none"> ※同一名義資本金口座への振替 ①申請書 ②出資確認表 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 異なる銀行間での振替に適用
	<ul style="list-style-type: none"> ※国内振替保証金専用口座への振替 ①申請書 ②出資確認表 ③保証金への使用を証明する書類 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国内直接投資に関連する入札への参加に適用する
	<ul style="list-style-type: none"> ※国内再投資専用口座への振替 ①申請書 ②出資確認表 ③国内再投資への使用を証明する書類 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外商投資性公司による子会社への外貨出資や国内企業の中国側持分の買収に適用する

（『国内直接投資業務オペレーションガイドライン』等の関連規定に基づき、中国アドバイザー一部作成）

【図表 6】国内資産現金化口座の取扱規定

	申請書類・規定内容等	注意事項
口座開設 審査書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 協議手続証憑（外管局が基本情報登記後に発行） ② 持分譲渡流入コントロール情報表（銀行が外管局の関連業務システムからプリントアウトする） 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国内持分の売却側が開設する ✓ <u>1案件につき1口座のみ開設可</u> ✓ 登録地以外でも開設可
入金範囲	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外国投資家が払い込む持分譲渡の対価（非居住者口座、オフショア口座、国外個人国内外貨口座からの払込を含む） ✓ 外国投資家が国内振替保証金口座から振り替える持分譲渡対価 ✓ 当該口座から国内振替保証金口座、委託貸付口座、資金集中管理専用口座、国外貸付専用口座、元本保証型銀行資金運用専用口座に振り替えた資金の戻入 ✓ 外管局の批准または登記を経たその他の収入 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 為替レートの影響や手続費用の支払等のために流入可能金額を超えて入金する場合、超過額は累計3万米ドルまで ✓ 現金の預入は不可
払出・振替範囲	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 規定に基づく経営範囲内での元転使用 ✓ 規定に基づく国内外貨振替（国内振替保証金口座、委託貸付口座、資金集中管理専用口座、国外貸付専用口座、元本保証型銀行資金運用専用口座、国内再投資専用口座） ✓ 真実性審査後の経常項目対外支払 ✓ 外管局の批准または登記を経た資本項目支出 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>外国投資家による中国側持分買収に係る出資確認登記を行っていない資金は使用不可</u> ✓ 元転は、外貨資本金口座の管理規定を参照する
振替時の 審査書類	※国内振替保証金専用口座への振替 <ul style="list-style-type: none"> ① 申請書 ② 外国投資家の中国側持分買収に係る出資確認登記表 ③ 保証金への使用を証明する書類 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国内直接投資に関連する入札への参加に適用する
	※国内再投資専用口座への振替 <ul style="list-style-type: none"> ① 申請書 ② 外国投資家の中国側持分買収に係る出資確認登記表 ③ 国内出資への使用を証明する書類 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外商投資性公司による子会社への外貨出資や国内企業の中国側持分の買収に適用する

（『国内直接投資業務オペレーションガイドライン』等の関連規定に基づき、中国アドバイザー一部作成）

【図表 7】 国内再投資専用口座の取扱規定

	申請書類・規定内容等	注意事項
口座開設 審査書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 協議手続証憑（外管局が基本情報登記後に発行） ② 国内再投資流入コントロール情報表（銀行が外管局の関連業務システムからプリントアウトする） 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外商投資性公司などから外貨資本金や持分譲渡代金の払込を受ける企業が開設する ✓ <u>1口座のみ開設可</u> ✓ <u>登録地以外でも開設可</u>
入金範囲	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外貨資本金口座および国内資産現金化口座から振り替えた国内再投資資金 ✓ 当該口座から国内振替保証金専用口座、委託貸付口座、資金集中管理専用口座、国外貸付専用口座、元本保証型銀行資金運用専用口座に振り替えた資金の戻入 ✓ 外管局の登記または批准を経たその他の再投資外貨資金 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 為替レートの影響や手続費用の支払等のために流入可能金額を超えて入金する場合、超過額は累計で3万米ドルまで ✓ 現金の預入は不可 ✓ 外管局での出資確認登記は不要
払出・振替範囲	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 規定に基づく経営範囲内での元転使用 ✓ 規定に基づく国内外貨振替（国内振替保証金口座、委託貸付口座、資金集中管理専用口座、国外貸付専用口座、元本保証型銀行資金運用口座） ✓ 真実性審査後の経常項目対外支払 ✓ 外管局の登記または批准を経た資本項目の支出 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 元転は、外貨資本金口座の管理規定を参照する
振替時の 審査書類	※国内振替保証金専用口座への振替 ①申請書 ②保証金への使用を証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国内直接投資に関連する入札への参加に適用する
	※別名義の国内再投資専用口座への振替 ①申請書 ②国内出資への使用を証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外商投資性公司による子会社への外貨出資や国内企業の中国側持分の買収に適用する
	※減資・持分譲渡・清算等の投資の減少または撤回による元の資本金口座、国内再投資専用口座または国内資産現金化口座への振替 ①申請書 ②投資家の元の口座への戻入の必要を証明する書類	

（『国内直接投資業務オペレーションガイドライン』等の関連規定に基づき、中国アドバイザー一部作成）

【図表 8】保証金専用外貨口座の取扱規定

	申請書類・規定内容等	注意事項
口座開設 審査書類	① 協議手続証憑（外管局が基本情報登記後に発行） ② 国外払込保証金コントロール情報表（銀行が外 管局の関連業務システムからプリントアウト） ③ 主体身分証明文書および開設の必要を証明する 書類（国内振替保証金口座を開設する場合）	✓ 外管局で主体基本情報登記を済ませた保証 金受取側が、その登録地で開設する ✓ 「 <u>国外払込保証金口座</u> 」は1口座のみ開設可 ✓ 「 <u>国内振替保証金口座</u> 」は複数口座の開設可 ✓ 開設主体の登録地でのみ開設可
入金範囲	✓ 入札等の取引参加のために払い込む国内直接投 資に係る保証類資金	✓ 現金の預入は不可
払出・振 替範囲	✓ 元のルートでの払戻 ✓ 外国投資家による国内出資および国内外の支払 対価としての使用	✓ 資金は取引保証目的でのみ使用可 ✓ <u>元転不可</u> ✓ 借入金に対する抵当権設定は不可
振替時の 審査書類	※取引成立による国内受取口座への資金振替（ <u>国 外払込保証金専用口座</u> ） ① 申請書 ② 取引成立により保証金を取引代金として国内 受取側に振り替えることを証明する書類	✓ 国外払込保証金専用口座内の資金は、取引成 立の場合、出資金として外貨資本金口座また は国内資産現金化口座に振り替えることが でき、不成立の場合は元のルートで国外に戻 し入れる ✓ ②は、土地管理部門が発行する土地取引成立 確認文書や産権取引所が発行する取引成立 確認文書
	※取引成立または不成立による元の口座への戻入 （ <u>国内振替保証金専用口座</u> ） ① 申請書 ② 取引成立または不成立により保証金を元の口 座に戻し入れることを証明する書類	✓ 国内振替保証金専用口座内の資金は取引の 成立、不成立にかかわらず、元の口座に戻し 入れなければならない

（『国内直接投資業務オペレーションガイドライン』等の関連規定に基づき、中国アドバイザー一部作成）

【図表 9】 外商投資企業の外債借入に係る手続

	手続方法	申請書類	注意事項
外債契約 登記	外債契約締結後 15 営業日以内に企業所在地の外管局で手続を行い、『国内機構外債契約状況表』を受け取る	① 申請書 ② 外債契約の原本および契約主要条項のコピー（外国語の場合、契約主要条項の中国語訳が必要） ③ 設立批准証書・営業許可証 ④ 外国株主の出資金払込証明書類 ⑤ 上記書類の補充説明資料	✓ 外債契約に変更があった場合、外管局で変更登記を行わなければならない
外債口座 の開設	外管局で外債契約登記を行った後、銀行で手続を行う	① 申請書 ② 外管局が発行した外債登記証明書類および資本項目情報システムの協議手続証憑 ③ 上記書類の補充説明資料	✓ 「外債専用口座」は外債契約 1 件につき 2 口座まで、「元利返済専用口座」は必要に応じて 1 件につき 1 口座のみ開設可 ✓ <u>遠隔地の銀行で口座を開設する場合、所在地の外管局による認可が必要</u> ✓ 規定数以上の口座を開設する場合、外管局の認可が必要
借入金 の元転	銀行で手続を行う	① 申請書# ② 国内機構外債契約状況表 ③ 借入金の元転使用に関連する証明書類（契約書・協議書・インボイス・受取通知書・支払指図書等） ④ 銀行が必要と認めるその他の書類	✓ 元転に係る外管局の認可は廃止 ✓ 元転後の人民元資金は、 <u>国内金融機関から借り入れた人民元貸付の返済に使用してはならない</u> ✓ 借入金の元転後 5 営業日以内に、受取人へ振り替えなければならない（手元準備金等を除く）
借入金 の元利返済	銀行で外債元・対外支払の手続を行う	① 申請書 ② 国内機構外債契約状況表 ③ 債務者による元利返済通知書 ④ 銀行が必要と認めるその他の書類	✓ 元利返済に係る外管局の認可は廃止
外債抹消 登記	最後の元利返済から 1 カ月以内に、所在地の外管局で手続を行う	① 申請書 ② 国内機構外債契約状況表 ③ 上記書類の補充説明資料	✓ 口座の未返済残高がゼロで、かつもはや引出を行わない場合、最後の元利返済から 1 カ月以内に行う ✓ 事前に銀行の外債専用口座と元利返済専用口座を閉鎖する
国外担保・ 国内貸付	外商投資企業は、保証を提供する国外機構・個人、貸付を行う国内金融機関と直接、契約を締結できる		✓ <u>保証履行時に所在地の外管局で外債登記手続を行う</u> ✓ <u>保証履行額は、短期外債として投注差管理に組み込まれる</u> ✓ 保証履行で投注差を超えた場合、外債登記後に検査部門が処分
保証手数料 の対外支払	外管局の事前認可が必要	① 申請書 ② 保証人による保証費支払通知書 ③ 保証契約書 ④ 保証に係る主債務契約 ⑤ 債務登記証憑 ⑥ 上記書類の補充説明資料	✓ 手数料率は業界基準に基づき、当事者間で確定する

申請書において、当該外債資金の元転で得た人民元資金の実際の用途が申請した使途と一致しており、不一致の場合は相応の法律責任を負うことを承諾しなければなりません。

（『弁法』および『外債登記管理弁法オペレーションガイドライン』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

【図表 10】外債借入に係る外貨管理の主な規定内容

	規定内容
投注差・外債規模の管理	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外商投資企業の短期外債（1年以内）の残高および中長期外債（1年を超える）の発生額の合計は、投資総額と登録資本金の差額（投注差）を超えてはならない ✓ 外商投資企業の実際の借入可能額は、投注差に資本金の払込比率を乗じた額となる ✓ 外商投資性会社の外債借入限度額は、登録資本が3,000万米ドルを下回らない場合、登録資本の4倍を超えてはならず、登録資本が1億米ドルを下回らない場合、登録資本の6倍を超えてはならない ✓ 外商投資リース会社の新規外債借入可能額（残高ベース）は、純資産の10倍から前年度のリスク資産総額（外債を含む）を引いた額とする ✓ 中長期外債でロールオーバーを行う場合、または新たに中長期外債を借り入れて過去の外債を返済する場合、現有の外債元本残高を増加させず、元転を行わないという前提において、投注差を再度占有しない
外債使用規定	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 短期外債を固定資産投資等の中長期用途に使用してはならない ✓ 借り換え等の債務整理を行う場合、借入金を元転してはならない ✓ 持分出資（外商投資性会社による企業設立、持分買収等）を行う場合、借入金を元転してはならず、もとの通貨のまま振り替えなければならない ✓ 外商投資リース会社・小額貸付会社を除き、借入金を貸付に使用してはならない ✓ 担保会社を除き、借入金に抵当権や質権を設定してはならない ✓ 借入金を証券投資に使用してはならない ✓ 外債専用口座の利息収入は、経常項目の外貨管理規定に基づき元転できる
外債専用口座の取扱	<p>※入金範囲：規定に基づき外債契約登記を行った外債収入および預金利息、返済前の5営業日以内に入金する返済資金</p> <p>※支出範囲：経常項目の対外支払、規定に基づく元転、規定に基づく資本項目の支払</p>
元利返済専用口座の取扱	<p>※入金範囲：外債返済に使用する自己外貨資金またはその他の外貨資金（債権者の要求に基づき規定の範囲および金額内で入金する）</p> <p>※支出範囲：外債の返済</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 当該口座の残高は、この先2回の返済時に支払う外債元利と関連費用の合計額を超えてはならない ✓ 外貨購入して元利返済専用口座に振り替えた外貨資金は、外管局の許可なく元転してはならない

（『弁法』および『外債登記管理弁法オペレーションガイドライン』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

【みずほコーポレート銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。